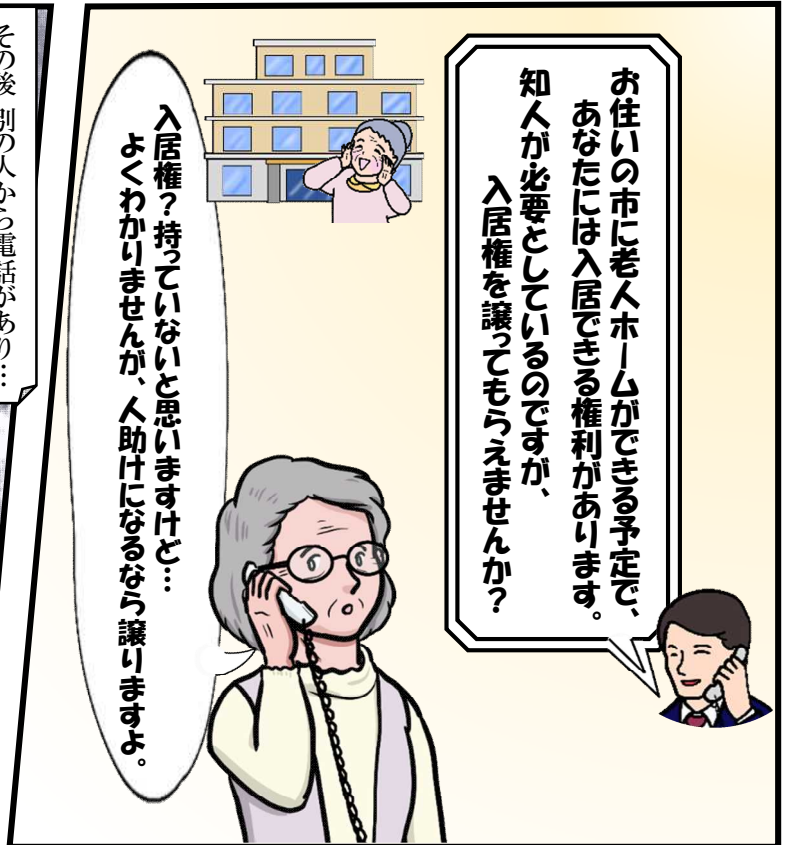




高齢者を狙う「劇場型勧誘」の電話にご注意！の巻



見守りポイント

- 複数の人物が、実在する企業・公的機関の職員・弁護士などをそれぞれ演じ、消費者からお金をだまし取ろうとする「劇場型勧誘」の電話に関する相談が寄せられています。
- 「老人ホームの入居権を譲ってほしい」などと話をもち掛け、言葉巧みにお金を払わせようとするため注意が必要です。
- お金を払ってしまうと、返金を求めてもほぼ応じてもらえず、連絡がつかないこともあります。

対処方法

- 電話の内容に少しでも疑問や不安を感じた場合は、すぐに電話を切り、消費生活センターや警察などに相談するようにしましょう。
- 電話でやりとりしてしまい、お金を払うように言われても、絶対に払わないでください。払ってしまったお金を取り戻すことは、ほぼ不可能です。
- 留守番電話機能や発信者番号表示機能を活用し、心当たりのない電話には出ないようにすることも、有効です。

和歌山県消費生活センター

☎073-433-1551

〒640-8319

和歌山市手平2丁目1-2県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

九度山町消費生活相談窓口

☎0736-54-2019 (平日8:30-17:15)

※土日・祝日・年末年始を除く

〒648-0198

伊都郡九度山町九度山1190 九度山町役場産業振興課内

※消費者ホットライン ☎188 でお近くの相談窓口につながります。